

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

小田原市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

※ 法第3条第3項第3号に掲げる事業については生産緑地地区の区域を含む。

## 2 促進計画の目標

### 1. 片浦及び早川区域

#### (1) 現状

本区域は、箱根外輪山の相模湾に面した斜面に位置しており、農地の大部分が柑橘を主体とした樹園地では、温州みかんや中晩柑などが栽培されている。また、未だ続くみかんの価格の低迷により、湘南ゴールドやレモンなどの優良品種への転換の動きが見られる。また、石垣山一夜城周辺を中心とした歴史的資源を活用したグリーン・ツーリズムなどによる観光農業が行われており、地域の活性化や環境保全に効果の高い営農活動による高付加価値化が必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図る。

### 2. 大窪、荻窪、久野及び富水区域

#### (1) 現状

本区域は、早川と狩川に挟まれた平野及び箱根山麓の丘陵地帯で、山間部ではみかんや茶、平野部では水稲が栽培されている。また、一部地域では、都市化等に伴う農業環境の変化を踏まえ、イチゴ等の野菜類や花き等への転作が行われている。農業の生産環境の保全と農地の維持・活用を図るため、都市住民との交流や地産地消などの推進、農業後継者の育成等が必要である。

#### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を実施し、中山間地域を中心とした農業の維持を図るとともに、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図る。

### 3. 桜井区域

#### (1) 現状

本区域は、仙了川と酒匂川に挟まれた、豊富で良質な水資源を利用した水田地帯が形成されている。こうした緑豊かな田園風景を守るため、環境保全（生物多様性保全等）に効果の高い営農活動を行っている農業者をはじめ、農地法面の草刈りや水路の泥上げ等の多面的機能を維持する活動等に対する地域共同活動への支援が必要である。

#### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図る。

### 4. 豊川、上府中、曾我、下曾我、田島及び国府津区域

#### (1) 現状

本区域は、酒匂川と曾我丘陵との間に位置し、水稻、果樹、野菜を基幹とした複合経営が行われている。傾斜地ではみかんや梅が栽培され、特に梅を通じて地産地消やブランド化に取り組んでいる。曾我梅林関連イベントと連携した取組の強化や、優良品種への転換を推進するとともに、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要である。

#### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図る。

## 5. 前羽及び下中区域

### (1) 現状

本区域は、曾我丘陵の東部に位置し、たまねぎを主体とした野菜や柑橘等の果樹等の複合経営、畜産が行われている。また、農業者と消費者の交流促進を図るため、観光農業をはじめ、棚田等の地域資源を生かした取組も行っており、環境保全（生物多様性保全等）に効果の高い営農活動による高付加価値化が必要である。

### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図る。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	片浦及び早川区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業 法第3条第3項第3号に掲げる事業
②	大窪、荻窪、久野及び富水区域	法第3条第3項第2号に掲げる事業 法第3条第3項第3号に掲げる事業
③	桜井区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業 法第3条第3項第3号に掲げる事業
④	豊川、上府中、曾我、下曾我、 田島及び国府津区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業 法第3条第3項第3号に掲げる事業
⑤	前羽及び下中区域	法第3条第3項第3号に掲げる事業

## 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号事業にかかる対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

## 別紙

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

### （1）対象農用地の基準

#### 1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

神奈川県知事による指定された地区（久野）

#### イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には補助金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 神奈川県知事が地域の実態に応じて指定する地域

### （2）集落協定の共通事項

1）集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

### （3）その他必要な事項

特になし